
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 523 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 523 回企業会計基準委員会（2024 年 4 月 2 日開催）において、ステップ 4 を採用する金融機関における債権単位での信用リスクの著しい増大（SICR）の判定における「正常先のうち低い内部信用格付区分」の取扱いについて聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（資料第 45 項(1)のアプローチに関する意見）

当該アプローチを支持する意見

2. 資料第 45 項(1)のアプローチを原則としたうえで、実務負担に配慮する観点から資料第 45 項(3)のアプローチをオプションとして許容することがよいと考える。
3. 資料第 45 項(1)のアプローチを原則としたうえで、実務負担に配慮する観点から資料第 45 項(2)又は(3)のアプローチのいずれかをオプションとして許容することがよいと考える。また、財務諸表利用者の観点から、重要な会計方針等での注記を拡充することを検討いただきたい。
4. 資料第 45 項(1)のアプローチを基礎としつつ、枠組みの整備や外部格付の利用といった実務負担を軽減する方法を検討いただきたい。

当該アプローチを採用することを懸念する意見

5. ステップ 4 を採用することが見込まれる多くの中小金融機関等では PD を算定していないと考えられるため、PD をベースとしたアプローチは実務上困難であると考ええる。

（資料第 45 項(2)のアプローチに関する意見）

当該アプローチを支持する意見

6. 実務負担に配慮する観点から、資料第 45 項(2)のアプローチを基礎として検討すること

がよいと考える。

7. 銀行等金融機関においては、四半期ごとの債務者モニタリングに基づき要注意先に区分する枠組みが構築されていることから、国際的な比較可能性に懸念が生じるとまでは言えないと考える。

当該アプローチを採用することを懸念する意見

8. 財務諸表利用者の観点から、資料第 45 項(1)のアプローチを採用することが実務上可能な金融機関等であっても、一律に資料第 45 項(2)のアプローチを採用することに懸念がある。
9. 引当水準が過小となる可能性があることから、資料第 45 項(2)のアプローチを採用することに懸念がある。仮に資料第 45 項(2)のアプローチを採用するのであれば、ステップ 4 の目的を見直す必要があると考えられる。
10. 仮に資料第 45 項(2)のアプローチを採用する場合、結果的に相当数の金融機関等が十分な引当水準となる可能性はあるものの、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関等の規模や特性が様々であることから、ステップ 4 を採用するすべての金融機関等において十分な引当水準を確保できるのか懸念がある。このため、仮に資料第 45 項(2)のアプローチを基礎として検討を進める場合、当該アプローチを採用する金融機関等に何らかの条件を設ける必要性について、追加の分析が必要であると考えられる。
11. 仮に資料第 45 項(2)のアプローチを採用する場合、当該アプローチを採用する金融機関等への投資判断を行うにあたり、財務諸表利用者は、厳格な信用リスク管理がなされていないとして一定の調整(例えば、一定の掛け目をかける)を行うことになるものと考えられる。また、企業間の比較可能性に関して、引当方法の違いによってグルーピングしたうえで比較することが考えられる。

(資料第 45 項(3)のアプローチに関する意見)

当該アプローチを支持する意見

12. 現行実務において、平均残存期間を用いて正常先の貸倒引当金を算定している銀行等金融機関も存在することから、オプションとして許容することがよいと考える。
13. 引当水準が過大となるという懸念事項に関して、引当水準が過小となるよりは保守的な観点からよいと考える。

当該アプローチを採用することを懸念する意見

14. 財務諸表利用者の観点から、資料第 45 項(1)のアプローチを採用することが実務上可能な金融機関等であっても、一律に資料第 45 項(3)のアプローチを採用することに懸念がある。
15. 資料第 45 項(3)のアプローチを原則と位置付けて採用することは、ステップ 2 との乖離が大きくなる点に懸念がある。一方、オプションという位置付けであれば、あり得ると考える。
16. 米国会計基準と整合的であることから、国際的な会計基準と遜色ないものと位置付けることが可能という点に疑問がある。

(その他)

17. 資料第 45 項の 3 つのアプローチのいずれかとするか、又は 3 つのアプローチを組み合わせるかを優先的に議論することがよいと考える。
18. 資料第 45 項(1)のアプローチに関して、当初認識以降の信用リスクの著しい増大を捕捉せず、前年度からの内部信用格付区分の変化のみを追跡することにより、具体的にどの程度引当水準に影響が生じるかという点に関して事務局の分析をお伺いしたい。

以 上